

令和6年度 狩猟免許更新講習のお知らせ

1 更新の区分

狩猟免許の更新は、次に掲げる狩猟免許の種類ごとの適性検査に合格し、かつ、講習を受けた方に対して行います。

狩猟免許の種類	使用できる猟具の種類
網 獵 免 許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わ な 獵 免 許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
第一種銃猟免許	銃器（装薬銃（ライフル銃・散弾銃）、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）

2 更新講習の対象者

神奈川県内に住所を有し、**令和6年9月14日**で有効期間が満了する狩猟免許を所持する方（狩猟免状に記載の有効期間が**令和6年9月14日まで**の方）が対象者です。（複数の狩猟免許を所持している方は、令和6年9月14日で有効期間が満了する狩猟免許とともに、有効期間満了前の他の狩猟免許も同時に更新申請をすることができます。）

3 更新講習の期日等

講習会名 (定員)	期日	時間	場所
第1回 (100人)	6月19日(水)	受講票記載の集合時間 ~30分程度 (10:00~16:00の間) ※受講者ごとに異なります。	横須賀合同庁舎 (横須賀市日の出町 2-9-19)
第2回 (200人)	6月26日(水)		クアーズテック秦野カルチャーホール (秦野市文化会館) (秦野市平沢 82)
第3回 (100人)	6月28日(金)		横須賀合同庁舎 (横須賀市日の出町 2-9-19)
第4回 (100人)	7月4日(木)		横須賀合同庁舎 (横須賀市日の出町 2-9-19)
第5回 (120人)	7月11日(木)		神奈川県厚木合同庁舎 (厚木市水引 2-3-1)
第6回 (180人)	7月13日(土)		サン・エールさがみはら (相模原市緑区西橋本 5-4-20)
第7回 (180人)	7月24日(水)		相模原市立あじさい会館 (相模原市中央区富士見 6-1-20)
第8回 (180人)	7月28日(日)		海老名市文化会館 (海老名市めぐみ町 6-1)
第9回 (300人)	8月7日(水)		横浜市技能文化会館 (横浜市中区万代町 2-4-7)
第10回 (260人)	8月20日(火)		平塚合同庁舎 (平塚市西八幡 1-3-1)
第11回 (240人)	8月30日(金)		小田原合同庁舎 (小田原市荻窪 350-1)
第12回 (240人)	9月7日(土)		小田原合同庁舎 (小田原市荻窪 350-1)
第13回 (240人)	9月10日(火)		足柄上合同庁舎 (足柄上郡開成町吉田島 2489-2)
第14回 (300人)	9月14日(土)		神奈川県庁本庁舎大会議場 (横浜市中区日本大通 1)

※ 受講者毎に開始時間をずらし、適性検査のみを実施します。

※ 講習は、事前に配布する紙資料により代替します。

※ 所要時間は30分程度ですが、あらかじめ受講者毎に集合時間を指定させていただきます。集合時

間の希望をお聞きすることはできかねますので、1日ご都合の良い日の講習会にお申し込みください。御理解と御協力をお願いいたします。

4 更新講習の申請（受講の申込み）の受付期間等

講習会名	受付期間	受付時間
第1回～第4回	5月24日(金)～6月4日(火)	<p style="text-align: center;"><u>郵送による受付のみ</u> <u>(簡易書留推奨)</u></p> <p style="text-align: center;">※受付期間内までの消印有効</p>
第5回～第7回	6月10日(月)～6月25日(火)	
第8回、第9回	7月1日(月)～7月16日(火)	
第10回、第11回	7月22日(月)～8月6日(火)	
第12回～第14回	8月13日(火)～8月27日(火)	

※ 会場の都合により、各回に定員を設定しています。各回ごとに先着順で受付を行い、定員に達した場合、受付期間中であっても受付を終了します。定員に達した場合、他の回への振り替えを御案内しております。

5 受付場所

申請者の住所地を管轄する地域県政総合センター環境部（4ページ10参照）

（横浜市、川崎市に住所を有する場合は、環境農政局緑政部自然環境保全課）

6 狩猟免許更新の申請（受講の申込み）手続

狩猟免許更新の申請をする方は、次の(1)に掲げる書類等を5の受付場所に郵送してください。

（発送記録が残るように簡易書留による発送を推奨します。普通郵便（ポスト投函）等で発送し、未着などの事故が生じた場合、県では責任を負いません。）

なお、講習日の1週間前までに受講票が届かなければ、申請先に連絡し、状況を確認してください。

(1) 必要書類等

ア 狩猟免許更新申請書	申請書の太枠以外の欄に必要事項を記入してください。 手数料として収入証紙を貼付けてください。 ※受講を希望する講習会名を必ず記入してください。
イ 写真 1枚	アの申請書を受理した後に発行する受講票の作成に使用します。 写真は、6ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身、背景無地の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。
ウ 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1部 ※エの医師の診断書（原本）を提出する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の写しの提出は不要です。	猟銃・空気銃所持許可証のうち、 <u>申請者の写真が貼付されているページの写しを添付</u> してください。 <u>顔写真付きのページでは現在有効か確認できない方については、有効であることが確認できるページの写しも添付</u> してください。
エ 医師の診断書（原本） 1通 ※ウの猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出する場合は、医師の診断書（原本）の提出は不要です。	申請者が、本表の下に記載した(ア)、(イ)及び(ウ)に該当しないことを確認するものです。 <u>記載不足によりこれらの事項に該当しない旨が確認できない場合、申込みは受付できませんのでご注意ください。</u> ・県ホームページ掲載の様式を使用してください。 ・申請前3か月以内に診断されたものを提出してください。 ・精神科、心療内科、又はかかりつけ医で診断を受けることが一般的ですが、事前に受診予定の病院に診断可能か問い合わせることをおすすめしています。
オ 狩猟免許状（原本）	狩猟免許状に記載の有効期間が <u>令和6年9月14日までの狩猟免許状</u> ※免許をなくしたときは、亡失届を提出する必要があります。 なお、なくしてから更新までの間、狩猟行為をしない場合、再交付申請は不要です。
カ 返信用封筒 1枚	住所・氏名を記入の上、84円切手を貼付してください。

キ 狩猟について必要な適性を有することを確認した旨の書面 ※適性検査の免除を希望しない場合は、書面の提出は不要です。	申請者が認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、鳥獣保護法第51条第2項ただし書の規定による適性検査の免除を申請する場合には、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した当該書面
---	--

- (ア) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている方
- (イ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒の方
- (ウ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく又は著しく低い方（(ア)、(イ)に該当する方を除く。）

(2) 手数料


ア 金額	狩猟免許更新申請手数料 2,900円
イ 納付方法	神奈川県収入証紙 を(1)アの申請書に貼って納付してください。 (証紙には消印をしないでください。)

- ※ 狩猟免許更新申請書を受理した後に、手数料の返還はできません。
- ※ 免許の種類ごとに手数料が必要です。二種類の免許を更新する場合の手料金は5,800円、三種類の免許を更新する場合の手料金は8,700円となります。
- ※ 受講日の変更を希望する場合は、申請書を提出した5の受付場所へご相談ください。
- ※ 収入印紙とは異なりますのでお気を付けてください。

（ご注意ください）手数料は、収入 ^{いん} 印 紙ではなく、収入 ^{しょう} 証 紙です！
 間違えて印紙を送付するケースが増えています。ご注意ください。

<input type="radio"/> 収入証紙（横長、「神奈川県」と記載）	<input checked="" type="checkbox"/> 収入印紙（縦長、「日本政府」と記載）
--	--

900円



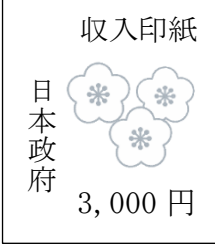
神奈川県収入証紙

収入証紙

2,000円

神奈川県

収入印紙



3,000円

※ 実際の大きさと異なります。
 ※ これらは一例であり、実際の収入証紙・収入印紙のデザインとは異なる場合があります。

7 更新講習の内容

狩猟免許は、適性検査に合格した方へ、更新講習当日に受講票と引き換えに会場において交付します。なお、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した「狩猟について必要な適性を有することを確認した旨の書面」が提出されている場合、適性検査を免除します。

(1) 適性検査

適性検査は、次の表の左欄に掲げる科目について行い、その合格基準は、右欄に掲げるとおりです。

科目	合格基準
視力	ア 網猟免許又はわな猟免許に係る適性検査 視力（万国式視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない方については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。

	イ 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性検査 視力が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない方又は一眼が見えない方については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴 力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある方については、その方の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

8 更新講習当日の携行品

- (1) 受講票（狩猟免許更新の申請の際に受付場所から郵送で交付されたもの）
- (2) 筆記用具
- (3) 適性検査の際に眼鏡（コンタクトレンズ含む。）、補聴器又は身体の状態に応じた補助器具を使用することにより7(1)の合格基準に達すると思われる場合は、その器具等

9 その他

- (1) 申請の手続き後、氏名又は住所に変更があった場合は、すみやかに5の受付場所へ、受講番号を明記のうえ、猟銃・空気銃所持許可証の写し、運転免許証の写し、住民票の写し等、住所地を証する公的な書類等をご提出ください。
- (2) 講習会場へは、公共交通機関を利用してください。

10 狩猟免許の更新に関するお問い合わせ先及び受付場所

機 関 名	所在地・電話番号	管轄住所地
環境農政局緑政部 自然環境保全課 野生生物グループ	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 045-210-4319(ダイヤルイン)	横浜市・川崎市
横須賀三浦地域県政総合センター 環境部みどり課	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 (横須賀合同庁舎内) 046-823-0210(代表)	横須賀市・鎌倉市 逗子市・三浦市 葉山町
県央地域県政総合センター 環境部環境調整課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1 (厚木合同庁舎内) 046-224-1111(代表)	相模原市・厚木市 大和市・海老名市 座間市・綾瀬市 愛川町・清川村
湘南地域県政総合センター 環境部環境調整課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 (平塚合同庁舎内) 0463-22-2711(代表)	平塚市・藤沢市 茅ヶ崎市・秦野市 伊勢原市・寒川町 大磯町・二宮町
県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 (小田原合同庁舎内) 0465-32-8000(代表)	小田原市・南足柄市 中井町・大井町 松田町・山北町 開成町・箱根町 真鶴町・湯河原町

○県ホームページ「狩猟免許試験・狩猟免許更新」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/p889835.html>